

る上席管理者（所属課長等）が記入する必要がある。

しかしながら、現場における実際の実務・運用は、担当者が記入し、それに上席管理者が確認押印する方法が採用されている。しかも、事後承諾になるケースもある、とのことであった。

また、「時間外・休日 勤務命令簿」には、「用務等」を記述する欄があるが、当該欄のスペースが狭いこともあり、概要的な記述のみがなされているにすぎない。たとえば、つぎのような記述がなされているのみである。平成15年2月の命令簿をもとに、事前命令欄等に記述された時間の記録とともに示しておくことにしよう。

課名	職名	担当者	事前命令欄			修正命令・実績欄		用務等
			日	勤務開始時間	勤務終了時間	勤務開始時間	勤務終了時間	
	課長補佐	I	28	17:15	20:15	記載無し		修繕設計
			29	17:15	19:30	記載無し		修繕設計
			30	17:15	21:45	記載無し		修繕設計
			31	17:15	22:00	記載無し		修繕設計
			3	17:15	20:45	記載無し		修繕設計
			4	17:15	20:45	記載無し		修繕設計
			5	17:15	19:45	記載無し		修繕設計
			7	17:15	22:00	記載無し		修繕設計
			12	17:15	21:15	記載無し		年報資料作成
			13	17:15	20:30	記載無し		年報資料作成
			17	17:15	20:15	記載無し		修繕設計
			18	17:15	19:45	記載無し		修繕設計
			21	17:15	21:30	記載無し		修繕設計
			25	17:15	20:15	記載無し		修繕設計
	技術主任	T	28	17:15	20:15	記載無し		設計業務
			29	17:15	18:30	記載無し		修繕工場立会
			30	17:15	21:45	記載無し		設計業務
			31	17:15	21:45	記載無し		設計業務
			3	17:15	20:00	記載無し		設計業務
			5	17:15	19:15	記載無し		設計業務
			7	17:15	21:45	記載無し		設計業務
			10	17:15	20:00	記載無し		協議・事務
			12	17:15	20:45	記載無し		流量修正・停電作業準備
			13	17:15	20:00	記載無し		資料作成
			14	17:15	19:15	記載無し		資料作成・停電作業処理
			18	17:15	20:00	記載無し		資料作成
			19	17:15	19:30	記載無し		資料作成
			24	17:15	20:00	記載無し		資料作成
			25	17:15	20:30	記載無し		資料作成
管理	技術主任	H	14	17:15	21:15	記載無し		H15流量処理書類作成
施設運転	技術主任	N	17	17:15	19:20	記載無し		自家発点検・工事監督
			18	17:15	19:15	記載無し		自家発点検・工事監督
			19	17:15	21:20	記載無し		自家発電機・機械故障対応
			24	17:15	20:00	記載無し		ゴミ発電力購入・検討資料作成
施設運転	課長補佐	S	7	17:15	2:00	17:15	3:30	道路法32条申請書作成・SPRハート型現場監督
	所長補佐	H	28	17:15	21:15	記載無し		修繕起工伺い作成
			31	17:15	22:00	記載無し		修繕起工伺い作成
			7	17:15	22:00	記載無し		修繕起工伺い作成

上記の表から明らかなように、2月の時間外勤務をみると、課長補佐のI、および技術主任のTに残業が集中していることがわかる。当該残業の必要性の有無はともかく、「用務欄」をみると、「修繕設計」、「設計業務」、「資料作成」等、概括的な記載がなされているのみで、当該命令書からは、その詳細を把握することは困難である。

また、施設運転課課長補佐Sを除き、事前命令の事業時間と実績値が同値となっている。これもまた、民間企業における残業等の状況を勘案すると、多くの場合、命令値と実績値とは異なる。しかるに、下水道公社の場合は、多くの場合、命令値と実績値が同値となっているのである。

また、当初、残業命令の日付が空欄となっている部分（I氏、25日分）があり、そのような命令簿にも、上席の承認印が押印してある、というような、一見すれば、運用上の瑕疵が生じているともみられる命令簿の記録があった。ただし、この点について、当該命令簿の提出日の関係上、給与計算（残業手当計算）のためにやむを得ず生じた誤謬であって、実務運営上、後日、加筆修正されていることを確認した。

繰り返しになるが、当該「命令簿」は、命令書であるにもかかわらず、作業担当者本人が自筆している。今後は、用務等の記述をより明確にするとともに、規定にしたがい、事前命令欄には上席の管理者が記入するよう、さらに実績値の確実な把握に努めるよう、運営方法を改める必要がある。

さらに付言すれば、下水道公社は、各センターにおいて「委託料」を支払い、民間業者に運転管理を業務委託している。上述のような、残業命令となる報告書の作成、設計業務等それ自体についても、できる限り委託させることが、効率的な運用の側面からはより望ましいであろう。

また、給与台帳を調査したところ、当該命令書に基づき、時間外手当額が計算されていることを確かめた。

以上については、指摘後において、改善する方向での措置が講じられている。

ところで、平成13年5月に（京都府）知事公室長により通知された文書「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について（通知）」においては、「事前命令制度」は、終業時刻の確認及び記録を自己申告制により行う趣旨ではないので、所属長等は終業時刻等を現認しない場合には、翌朝、職員の終業時刻を確認することにより実態を正確に把握し、事前命令を変更する必要があるときは「時間外・休日勤務命令簿」により、修正命令を行うこと、と規定されている。

これは、平成13年4月の厚生労働省労働基準局長による「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」を受けたものである。当該基準には、従前の自主申告制の不適正な運用により、労働時間の把握が曖昧となり、その結果、割増賃金の未払いや過重な長時間労働の問題が生じている、と指摘されている。

下水道公社においては、監査の過程において、上述のような、「不適正な運用」の実態を把握・確認することはなかったが、現状のような「時間外・休日勤務命令簿」の活用実態が、その温床になる可能性は否定できない。

そこで、下水道公社においては、「時間外・休日勤務命令簿」の運用方法を早急に改善し、不正の温床を排除し、労働時間の適正な把握をなすよう努める必要がある。

2) 住宅手当について

監査人は、住宅手当について、「住宅手当認定簿」を調査した。その結果、住宅手当の額は、規定に基づき適切に定められているものと認められる。

また、給与台帳を調査したところ、当該「住宅手当認定簿」に基づき、給与支給額が計算されていることを確かめた。

3) 通勤手当について

監査人は、通勤手当について、「通勤手当認定簿」を調査した。その結果、通勤手当の額は、規定に基づき適切に定められているものと認められる。

また、給与台帳を調査したところ、当該「通勤手当認定簿」に基づき、給与支給額が計算されていることを確かめた。

ただし、定期に対する通勤手当の算出は、京都府が定める所定の様式に基づいて、一ヶ月単位での通勤定期の額によって算出されている。だから、現行の算出・認定方式は、準拠性違反になるものではない。しかしながら、さらなるコスト圧縮のためには、6ヶ月ないし1ヶ年定期等の金額を基準に、通勤手当の額を算出する、という手法も考えられる。たとえば、京都市バスの2kmを越える場合の通勤定期の額は、つぎのとおりである。

(単位：円)

	2km超	1ヶ月換算	1ヶ月定期との差額	1ヶ月当たりの差額が、1年間に与える影響
1ヶ月	9,240	9240	—	—
3ヶ月	26,330	8,777	463	5,560
6ヶ月	49,900	8,317	923	11,080
1ヶ年	72,000	6,000	3,240	38,880

したがって、下水道公社において、京都市バスを利用する者が、1ヶ年定期を購入すれば年間38,800円の節約となり、その対象者が仮に20人いるとすれば、年約80万円の節約となる。京都府全体を対象に考えれば、その節約効果は相当なものであることは言を待たないであろう。京都府として、検討されてよい課題であるものと思慮するところである。しかも、このような定期は、京都市バス以外の公共交通機関においても販売されているところである。

なお、平成16年6月からは、人事委員会の勧告により、6ヶ月単位での計算となるようである。また、現在、下水道公社に通う者のうち、上述の例において仮に計算した京都市バスを利用する者は1名であるので付言しておく。

4)「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」への準拠性について

周知のように、平成12年4月に公布された「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」は、平成14年11月に改正され、同年12月に施行されている。

そこで、下水道公社への地方公務員への派遣が当該法律に準拠しているか否かについて検討した。以下、検討の結果をまとめると以下の如くなる。

条文	項目	適否	備考
第1条	目的	適	当該法律が、「公益法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的」としたものであることについては、下水道公社において、十分理解がなされていることを確認した。
第2条	職員の派遣	適	下水道公社の「業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものとの間の取決めに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）」派遣されていることを確認した。
第3条	職員派遣の期間	適	「職員派遣の期間は、三年（第2項適用の場合は5年）を超えることができない。」こととなっていることを確認した。
第4条	派遣先団体の業務への従事等	適	下水道公社において、「派遣職員は、その職員派遣の期間中、第二条第一項の取決めに定められた内容に従って、派遣先団体の業務に従事」していることを確認した。
第5条	派遣職員の職務への復帰	適	「派遣職員は、その職員派遣の期間が満了したときは、職務に復帰する。」ことになっていることを、ヒアリングにより確認した。1項の対象者はなし。
第6条	派遣職員の給与	適	ヒアリングにより、下水道公社以外の給与等の所得がないことを確認した。
第7条	派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の特例	適	
第8条	派遣職員に関する児童手当法の特例	--	対象者なし。
第9条	派遣職員の復帰時等における処遇	--	監査対象外
第10条	特定法人の業務に従事するために退職した者の採用	--	監査対象外
第11条	退職派遣者に関する地方公務員等共済組合法の特例	--	監査対象外
第12条	退職派遣者の採用時における処遇等	--	監査対象外

(5) 汚泥処理費について

平成14年度の汚泥処理コストについて集計したところ、つぎのとおりである。なお、委託料等の勘定科目に含まれている汚泥処理関係コストをも集約したため、収支計算書の勘定科目の数値とは一致していないので留意されたい。あわせて、この点は会計基準等への準拠性違反に該当するものでもないことを付言しておく。

	汚泥処分形態	処分量(t/年)	収集運搬業者	最終処分地	処理処分費(円)	処分単価(円/t)	処理方法
①桂川右岸・洛西浄化センター	焼却灰	946.38	㈱カンボ	㈱京都環境保全公社	17,389,718	18,375	瑞穂にて最終処分
	脱水ケーキ	7.02	㈱カンボ	㈱京都環境保全公社	162,162	23,100	伏見にて焼却後、瑞穂にて最終処分
	計	953.40			17,551,880	18,410	
②木津川・洛南浄化センター	脱水ケーキ	3,692.96	安田産業㈱	㈱京都環境保全公社	84,725,729	22,942	伏見にて焼却後、瑞穂にて最終処分
	脱水ケーキ	14,499.60	宇部興産㈱	宇部興産㈱	243,593,280	16,800	セメント原料として再利用
	計	18,192.56			328,319,009	18,047	
③宮津湾・宮津湾浄化センター	脱水ケーキ	319.86	安田産業㈱	㈱京都環境保全公社	9,739,737	30,450	伏見にて焼却後、瑞穂にて最終処分
	脱水ケーキ	967.80	安田産業㈱	敦賀セメント㈱	27,473,418	28,387	セメント原料として再利用
	計	1,287.66			37,213,155	28,900	
④桂川中流・南丹浄化センター	脱水ケーキ	469.74	安田産業㈱	(有) バイオ三恵	8,335,526	17,745	堆肥として再利用
	脱水ケーキ	201.00	船井郡衛生管理組合	船井郡衛生管理組合	4,856,249	24,160	焼却後、フェニックスにて最終処分
	計	670.74			13,191,775	19,667	
⑤木津川上流・木津川上流浄化センター	脱水ケーキ	3,164.44	安田産業㈱	㈱京都環境保全公社	73,098,564	23,100	伏見にて焼却後、瑞穂にて最終処分
	平成14年度 合計	24,268.80			469,374,383	19,341	
平成13年度		21,650.54			405,169,495	18,714	

上記の表から明らかなように、下水道公社における汚泥処理関係コストは、平成14年度、1トン当たり平均19,341円である。処理コストは、平成13年度は18,714円であり、上昇傾向にあるといえよう。今後は市場の影響を受けて、更には上昇することが予想される。

汚泥処理コストの削減を研究するためには、相当のエネルギーと予算を要する。後述するが、政府・国土交通省を中心に、下水汚泥の処理に関する研究開発プロジェクトが展開されており、京都府・下水道公社としては、その研究成果を十分に享受する必要があるであろう。また、国土交通省都市・地域整備局下水道部では、平成15年12月24日、下水汚泥の処分や利用の状況等について取りまとめ公表している。詳細は、つぎのホームページを参照されたい。汚泥処理の問題は、一都道府県のレベルを超えて、国家レベルで検討されるべき重要な課題であることがわかるであろう。

<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sewage/information/odeidb/031224db.html>

参考までに、目次を示しておく。

- 有効利用調査結果の推移
- 下水汚泥の処分・利用状況（処分時体積ベース）
- 下水汚泥の処分・利用状況（発生固定物量ベース）
- 汚泥処理システムの現状
- 汚泥処分におけるコスト
- 消化ガス・焼却熱等の有効利用状況
- 汚泥の民間委託状況
- 汚泥の公共団体等における処分状況

以上である。

また、下水汚泥に関する指摘は、これまでの包括外部監査においても既に論じられているところであるので、ここで繰り返すことは避けることとしたい。

ところで、京都府における下水汚泥処理コストが、近隣都道府県のそれと比べていかようであるのか、下水道公社における下水汚泥処理コストが著しく高いものでないのかどうかについて検討しておくことにする。

地域名	汚泥処理コスト (円/トン)	リサイクル状況
愛知県	32,500	民間に焼却委託し、産業廃棄物として廃棄
三重県北部	34,300	民間に焼却委託し、産業廃棄物として廃棄
三重県北部以外	35,600	民間に焼却委託し、産業廃棄物として廃棄
滋賀県	—	80%はリサイクル。

これは、平成13年度の三重県の包括外部監査報告書（2 42ページ）に記載された数字である。上記以外に滋賀県の汚泥処理コストは1トン当たり、12,120円（80%はリサイクル）と記載されていたのであるが、下水道公社のヒアリング調査により、その数値に疑問の余地が生じたので空白にしている。このヒアリング調査によれば、再資源化処理コストは24,000円から26,000円を要しており、運搬費は5,000円から10,000円を要している、とのことである。

さて、京都府の19,341円という数値は、中部地域の1/2強であることがわかる。ただし、他府県とただちに金額レベルのみで比較することは容易ではない。これは、各処理場（各都道府県）により、下水流入量に大きな差があるため、下水汚泥の発生量が異なるからである。また、処理場とリサイクル施設間の距離により運搬費用が異なる等、その置かれた地理上の違いも大きく左右する原因となるからである。

汚泥のリサイクルができれば、処理コストを引き下げることができる。しかし、リサイクル製品の性状により、社会が受領しうる量には限界がある。京都府において製造している「エコ・京レンガ」は、歩道等の舗装材料と、その用途が限定されているため、すべてをリサイクルすることはできず、産業廃棄物として処理せざるをえない。現在、京都府が展開しているセメント材料としてのリサイクルについても、その継続的な受け入れには不安が残るところである。下水道公社においては、複数の受け入れ先の確保や他のリサイクル化の方法についても検討を、さらに重ねていくことが不可欠である。

下水道公社における処理コストは、今日の社会情勢のもとにおいて、高いものとはいえ、効率的に実施されているともいえよう。しかし、処理コスト削減に向けた更なる研究、情報収集やその手法の実施が必要であることはいうまでもないのである。

さらに、最近の情報によれば、東京都下水道局は民間企業、経済産業省等の特殊法人などと共同で、下水汚泥をガス燃料に転換し、ガスエンジンで発電する新技術の研究開発をはじめた、とのことである。平成17年度には実証研究がおこなわれるようである。この技術は、脱水した汚泥を乾燥させ、一酸化炭素、水素ガスなどのガス燃料に換えて、それを使ってガスエンジンで発電するシステムである。この技術によれば、下水処理センターや汚泥処理施設の電力自給率の向上、地球温暖化防止に役立つものと期待されている。

このようなシステムは、下水汚泥の再利用による電力料コストの削減と、環境保全に役立ち、まさに一石二鳥あるいはそれ以上の効果があるといえるであろう。京都府、下水道公社においては、このような研究開発の流れを視野にいれて、早急に取り組む手法を模索する必要がある。

#### (6) その他

##### 1) 基本財産の管理運用について

一般企業においては、資本金等、手持資金の有効的活用により収益を得ることを目的とし行動をすることであるが、下水道公社においては、基本財産について、そのような運用はおこなわれていない。これは、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日)および「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(平成8年12月19日)において指定されているためである。

下水道公社は、当該法規範に準拠して、基本財産の管理・運用をおこなっているものと認められる。

##### 4. 予算についての検討

下水道公社は支出経費を勘案しながら、毎年、予算見積りをおこなっている。たとえば、平成14年度の当初の予算見積もりは、58.9億円であった。

既述のように、当初の委託契約金額が48.6億円、最終的に受領した金額が44.6億円であることを勘案すれば、京都府として、下水道公社に対する支出は、相当（25%程度）抑えられているものと思慮することができる。なお、当初の予算見積額を全額受領できないことが、ただちに、下水道公社における運転・維持管理や移設の修繕に重大な支障をきたすことを証するものでないことに留意されたい。

さて、当初予算見積もりの58.9億円と委託契約金額48.6億円との差異額は、10.3億円であるが、この主たる要因はつぎのとおりである。

(単位：億円)

	当初予算見積もり金額	委託契約金額	差異額
需用費・修繕料	15.6	7.1	8.5
消費税	2.9	2.3	0.6
その他	40.4	39.2	1.2
計	58.9	48.6	10.3

上記の表から明らかなように、修繕費が相当圧縮されていることがわかる。これは、下水道公社という管理運営の現場レベルでは、老朽化等により修繕が必要である、と認識してはいるものの、「府」の予算のなかで対処していない部分がある、というように解することもできる。この点について、京都府は、下水道公社における受託額と決算額が異なり、その差額が、補正予算時に京都府に返還されていることを主たる理由に、「必要な修繕は概ね実施している」と認識・把握しているようである。そうであるならば、7.1億円で十分なものを15.6億円も要求しているような、下水道公社における予算請求の組み立て方自体に問題がある可能性は残る。

そこで、監査人はまず、予算削減によって、下水道設備の修理保全が不十分になっているのではないかと、との観点からも概括的な検討をおこなった。この結果、最低限必要な補修は実施されていることの感触は有している。ただし、一般個人が保有する車両や家の修繕と同様、早期の修繕が、長期的視野に立った場合、総修繕費をより低く抑えられることは、周知のとおりである。健康についても同様である。この観点からいえば、下水道設備についても同様に、修繕時期を延期することにより、長期間を通じての総修繕コストの上昇を招くことになるであろう。そこで、京都府および下水道公社においては、このような見地をも視野にいれつつ修繕計画を樹立し、それを実施していく必要がある。

なおこの点について、監査人は、京都府より、「修繕経費について下水道公社及び下水道課等所管課等において協議し、施設の安全性の確保、施設の延命化等も十分考慮する中で、より効率的な予算化を図ったことによるものである。」との説明も受けており、また同時に、府の「予算」それ自体に関する問題であって、今回の監査対象外であるため、これ以上の検討・指摘をおこなうことは差し控えることにしたい。

つぎに、予算請求のあり方やその組み立て方について、下水道公社において、予算請求額が削減されることを前提に、慣例にしたがい当然のごとくに、必要額以上を予算請求するというような伝統的な手法がいまなお採用されているとすれば、それは下水道公社に限られず、府全体、さらには、わが国全体に及ぶ根本的な問題があることを示唆しているともいえる。この場合、いわゆるゼロ・ベース予算方式等、民間企業において採用されている管理会計的な手法を取り入れることを、早急に検討しなければならないであろう。

#### 5. 啓蒙活動についての検討

下水道公社は、限られた予算のなかではあるが、下水道の重要性と意味について、府民に伝えるための一般公開をおこなっている。平成15年には、つぎの日程で一般公開がおこなわれた。

①桂川右岸・洛西 浄化センター	②木津川・洛南 浄化センター	③宮津湾・宮津湾 浄化センター	④桂川中流・南丹 浄化センター	⑤木津川上流・木 津川上流浄化セ ンター
10月26日	11月16日	9月7日	9月13日	9月6日

また、下水道公社においては、毎年、小学4年生の施設見学者を対象に、「作文コンクール」を開催している。平成14年度は、長岡京市立・長岡第4小学校4年生の中尾彩佳さんが最優秀賞に選ばれている。「水の旅」というタイトルの作文で、講評を借りて概要を紹介すると、つぎのようである。

下水が処理されていく様子を、見たことや聞いたことからわかりやすくまとめられており、また、見学で得た知識を日常生活に活かそうとする気持ちや、感謝の気持ちが素直にあらわれている作品となっている。

このような作品が数多く寄せられており、監査人は、下水道や浄化センターの啓蒙活動が、次第にはあるが府民に普及しているとの感触を得ている。

また、下水道公社は、平成14年10月、インターネット上にホームページを開設し、啓蒙活動を展開している。そこで、下水道公社においては、ホームページを通じて、府民が下水道に対する興味をより高めることができるよう、その内容

をより豊富にするとともに、ホームページへのアクセス数が飛躍的に伸びるような仕掛けを探究し講じる必要がある。下水道公社のホームページが府民に定着することを通じて、下水道および環境保全に関する意識が、府民のなかに定着することになるであろう。

#### 6. 不正蓄積等についての検討

今日マスコミ等のニュースによれば、外郭団体においては、不当に高額な委託費等を受け、それを内部留保しているケースがあるとの指摘がある。監査人は、この観点からの監査もおこなった。その結果、下水道公社においては、既述のように、年度末に消化しなかった予算については、すべて京都府に返還するシステムを採用している。これは京都府との契約に基づいた行為である。下水道公社においては、不正な内部留保等の行為は認められなかった。

しかしながら、コスト削減と経営効率化の観点からすれば、このような「内部留保のできないシステム」は、組織としての動機付け要因が希薄になるものと思慮され、不正蓄積等とは違った側面での課題があることは留意されてよいであろう。

#### 7. 下水道事業特別会計について

今時の監査対象および本報告書は、京都府下水道公社を対象にし、その管理運営について焦点を当てたものである。すなわち、京都府における下水道行政、それ自体を対象にしたものではない。しかるに、下水道公社が京都府より受領する「委託金」は、京都府から支出されていることはいままでの間もない。民間企業でいえば、親会社・子会社という関係にあるともいえよう。

そこで、京都府における下水道公社に対する支出が、どのように取り扱われているのかについて鳥瞰しつつ、今後、検討されてよい点を指摘しておきたい。

まず、京都府においては、「下水道事業特別会計」を設定している。平成14年度の下水道事業特別会計の概要は、次頁記載のとおりである。

歳入は、当初予算よりも合計3.4億円の歳入増加となっているが、今回の監査対象である下水道公社への歳出についてみれば、流域下水道の管理に要する経費は、当初予算よりも6.4億円の支出抑制に成功していることがわかる。

その反面、下水道建設費（流域下水道の建設に要する事業費）が、当初予算よりも4億円増となっている。1年間の下水道建設費75億円の使用用途、合法性、合理性等については、別の機会により詳細に検討する必要がある。しかも、どのような下水道施設を建築するかによって、それが修繕費を含むその後の維持管理費に重大な影響を及ぼすことになる旨を付言しておく必要があるであろう。

(単位:千円)

		平成14年度予算		平成14年度決算		予算実績値
歳入						(△は不利差異)
	分担金及び負担金		6,767,817		6,386,158	
	流域下水道事業費負担金	6,767,817		6,386,158		△ 381,659
	国庫支出金		3,904,250		4,212,015	
	流域下水道事業費国庫補助金	3,904,250		4,212,015		307,765
	財産収入		15,000		26,925	
	生産物(エコ・京レンガ)売払収入	15,000		26,925		11,925
	繰入金		4,252,051		4,022,183	
	一般会計繰入金	4,252,051		4,022,183		△ 229,868
	繰越金		100		558,641	
	繰越金	100		558,641		558,541
	府債		1,382,000		1,448,000	
	流域下水道事業債	1,382,000		1,448,000		66,000
	その他収入				7,250	
	雑入			7,250		7,250
	歳入合計		16,321,218		16,661,174	339,956
歳出						
	流域下水道事業費		16,321,218		16,060,769	
	総務管理費	117,500		102,246		15,254
	桂川右岸流域下水道管理費	2,038,524		1,795,210		243,314
	木津川流域下水道管理費	1,897,710		1,641,157		256,553
	宮津湾流域下水道管理費	781,965		718,756		63,209
	桂川中流流域下水道管理費	575,861		535,724		40,137
	木津川上流流域下水道管理費	493,567		467,239		26,328
	流域下水道管理費	5,905,127		5,260,333		644,794
	流域下水道建設費	7,074,526		7,475,191		△ 400,665
	元利償還金	3,341,133		3,324,826		16,307
	公債諸費	432		420		12
	公債費	3,341,565		3,325,245		16,320
	歳出合計		16,321,218		16,060,769	260,449
	歳入歳出差引残額		0		600,404	600,404

また、京都府の平成14年度の「京都府流域下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」に記載された下水道公社への支出金額(下表では「歳出」欄参照のこと)と、下水道公社における「財団法人京都府下水道公社収支計算書」に記載された「受託事業収入」としての受入金額(下表では、「下水道公社収支計算書」欄参照のこと)とは、つぎのような関係にある。

(単位:千円)

	歳出	下水道公社収支計算書	差異額
総務管理費	102,246	98,795	3,451
桂川右岸流域下水道管理費	1,795,210	1,770,178	25,032
木津川流域下水道管理費	1,641,157	1,625,967	15,190
宮津湾流域下水道管理費	718,756	318,853	399,903
桂川中流流域下水道管理費	535,724	188,763	346,961
木津川上流流域下水道管理費	467,239	462,153	5,086
流域下水道管理費	5,260,333	4,464,710	795,623

一見すると、約8億円の差異が生じているが、その要因はつぎのとおりである。

(単位:千円)

項目	金額
供用開始間もない等の理由による赤字経営流域(宮津湾流域・桂川中流流域)における経費・資金不足等に充当するための貸付	
※1宮津湾流域	396,895
※2桂川中流流域	345,173
※3洛西浄化センター公園維持管理に対する桂川右岸流域市町負担分	8,368
小計	750,436
京都府から下水道公社へ派遣された職員分の共済費負担金	21,214
雨水対策施設管理委託費用(向日市へ委託)	5,390
下水道施設に対する火災保険料等	4,407
その他	14,176
合計	795,623

以上の4項目がその主たる理由である。これら項目は下水道公社の会計に加味されないことは、現在の諸規範や契約に基づくものであり、準拠性違反に該当するものではない。しかしながら、下水道事業を対象とした事業経営を分析・検討する際には、これらのいずれの項目をも視野にいれる必要があることはいうまでもない。

また、府民としては、下水道公社における会計(「収支計算書」)に記載された支出項目以外に、下水道事業の運営にあたって、上記支出、および、後述の設備投資に対する支出が、相当規模でおこなわれていることに留意しておく必要があるところである。さらに、今回の監査対象外であるので指摘するに留めるが、「供用開始間もない等の理由による赤字経営流域(宮津湾流域・桂川中流流域)における経費・資金不足等に充当するための貸付」資金7.5億円については、府の施策の一つとして実施されていることを付言しておく。

さて、京都府から下水道公社に対し、その予定された支出が適切におこなわれているか否かについて、平成14年度の出納状況を記帳したEDPデータを基礎に監査をおこなった。その結果、指摘すべき違法行為等の事実は発見されず、京都府における出納業務は適切におこなわれているものと考えられる。

京都府流域下水道事業特別会計は、「京都府流域下水道事業特別会計条例」(京都府条例第13条、昭和54年3月)に準拠し、適正になされているものと認められた。

## 〔流域下水道事業債について〕

ところで、流域下水道事業債の残高について示しておきたい。今回の監査対象ではないので、当該事業債についてのコメントは差し控えることとする。

(単位：千円)

平成13年度末残高	44,671,690
平成14年度末残高	44,301,884
平成15年度末残高見込額	44,310,202

現在、流域下水道事業債の残高が約443億円であることは、府民の関心事として留意されるべき点であろう。

また、一般に指摘されることであるが、現在の会計システムは減価償却方式に基づく費用配分の会計手法を採用し得ないため、過去の投資額や減価償却額は明らかにされていない。下水処理に係る総コストをより適切に把握するためには、設備償却に係る適正なコストを把握する必要があることはいうまでもない。

さらに指摘するならば、下水道事業を対象に損益分岐点(CVP)分析等の経営分析手法を導入し検討する場合、減価償却費は、固定費を占める主要なコストの一つになる。だから、下水道設備に係る適正な減価償却費の把握なくして、下水道事業を対象とした総合的な見地からの経営分析は十分為しえないものとなるのである。

## 8. リスク・マネジメントについて

下水道公社においては、地震等の天災に備えた運転管理のリスク・マネジメントルールを作成し、教育を施している。

また、平成15年2月には、「洛南・洛西浄化センターの耐震化に係わる企画書」を作成し、設備も含めた具体的な検討に入っているところである。

今時の監査においては、実施訓練等をおこなうことはできず、そのマニュアルのヒアリングに留めざるをえなかったが、兵庫県南部地震規模を想定した取り組みをしているものとして評価される場所である。次のような観点である。項目をあげて示しておこう。

浄化センターにおける震災後に必要な機能の設定

被災後の各施設における具体的対応策

伝染病予防と処理機能確保のための対応策

震災後の操作方法の検討

耐震化工事に際しての方針

以上のとおりである。

京都府下においても、近い将来、兵庫県南部地震規模の地震が予想されており、早急な対応が緊急に必要と考えられる。ただし、耐震化工事については、相当のコストを要することが想定されるので、今後の京都府における下水道事業のあり方を踏まえつつ対策を講じる必要がある。

## 9. 内部検査と改善措置について

下水道公社においては、毎年、監事および京都府下水道課による内部監査を受けている。

監査の過程において、交通費支給、競争原理のさらなる導入等の指摘がなされていた。監査人は、過去5年に、内部監査において指摘された事項について、その後の改善状況について確認した。

その結果、改善指摘事項は改善されており、追加して指摘すべき事項はなかった。

## 10. 公表資料の内容について

下水道公社は、各種パンフレット、決算関係書類、あるいはインターネット等を通じて、広く情報を公開している。監査人は、それら公開されている情報が、真実な情報を伝えるものであるかどうか、について検討した。この結果、下水道公社の公表資料は、真実な情報が記載されているものと認められた。

## 11. 環境会計および環境ISOについて

京都府および下水道公社において、下水道の管理運営に関する環境会計や環境ISOへの取り組み状況がいかなるものであるのか、について調査をおこなった。

その結果、環境会計や環境ISO(国際環境企画ISO14001)への取り組みはなされていないことが判明した。ただし、環境会計や環境ISOへの取り組みは、法令等の規則で規定されているわけではなく、したがって、準拠性違反にはならないことに留意されたい。

しかしながら、今日の社会情勢をみると、「環境」に直接的にかかわる下水道に関して、環境会計や環境ISOへの取り組みは、早急に検討されるべきである。

京都府は平成7年12月に「環境を守り育てる条例」を制定し、「環境の保全及び創造に関する基本的施策」や、「豊かな自然環境の保全」等について言及している。また、平成10年9月には「京都府環境計画」を制定し、「環境の保全及び創造に関する施策の方向」を掲げ、「水循環の保全・確保」についても言及しているところである。京都府および下